

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市福留グリーンシティ地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市福留グリーンシティ地区地区計画	
位 置	白山市福留町の一部	
面 積	約3.1ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、JR加賀笠間駅、北陸自動車道美川ICに近接し、国道8号沿線であることから、交通上利便な地域にあり、土地利用が準工業地域として位置付けられている。地区周辺では、石川工業団地としての工場・事務所等の立地が進んでおり、就業機会などの増加と人口の定着化をもたらしている。</p> <p>本地区においても、工業と調和し、利便性の高い職住近接型となる住宅地の供給が求められている。</p> <p>これらを背景に、周辺の環境と調和した良好な住宅地の整備を目的に土地地区画整理事業による計画を進めているところであるが、本地区計画は、土地地区画整理事業による単なる基盤整備にとどまらず、より魅力とうるおいのあるまちづくりの実現を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>当地区は、沿道サービス系施設の立地を図る地区と住環境の保全を図る地区とに区分される。</p> <p>1. 沿道サービス地区 沿道サービス施設を主体に、住環境の保全に支障のない生活利便施設の誘導を図る。</p> <p>2. 居住環境保全地区 住宅地を主体に、住環境の保全に支障のない中小規模の店舗等を許容しながら、敷地の細分化の防止により、利便性の高い、緑豊かな魅力ある街並みの形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区における地区施設は、土地地区画整理事業により整備されており、本地区計画においては、今後も地区施設の機能、環境が損なわれないよう維持保全を図るものとする。</p>
	建築物等の整備方針	<p>「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」、「垣又はさくの構造の制限」を定め、良好な環境の住宅地の形成を促すものとする。</p> <p>また、電柱の設置にあたっては、建築物等の敷地内において行うものとする。</p> <p>緑地帯を介しての車輛の乗り入れを禁止し、緑地帯の保全に努める。</p>

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	沿道サービス地区	居住環境保全地区	
			地区の面積	約0.6ha	約2.5ha	
		建築物等の用途の制限	<p>本地区で建築できる建築物は、建築基準法別表第2（と）に掲げる建築物以外のものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる建築物は建築できないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホテル、旅館 2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げるもの 3. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4. 倉庫業を営む倉庫 5. 畜舎 6. 自動車修理工場 7. 床面積の合計が1,500㎡を超える店舗・事務所 		<p>本地区で建築できる建築物は、建築基準法別表第2（ほ）に掲げる建築物以外のものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる建築物は建築できないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホテル、旅館 2. ゴルフ練習場 3. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4. 自動車教習所 5. 畜舎 6. 自動車修理工場 7. 床面積の合計が200㎡を超える店舗・事務所 	
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡			
		壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱などの面までの距離の最低限度は、1.0mとする。			
		建築物等の高さの最高限度	15m		12m	
垣又はさくの構造の制限	本地区における垣又はさくの設置にあたっては、緑化に努め、解放性のある構造とする。					

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。